

第四十回 参議院運輸委員會會議録第十三号

昭和三十七年三月十三日(火曜日)

午後二時三分開会

委員の異動

三月十二日委員坂本昭君辞任につき、その補欠として小酒井義男君を議長において指名した。

本日委員小酒井義男君辞任につき、その補欠として坂本昭君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 村松 久義君  
理事 天埜 良吉君  
金丸 富夫君  
大倉 精一君

委員

重宗 雄三君  
天坊 裕彦君  
鳥島徳次郎君  
平島 敏夫君  
坂本 昭君  
松浦 清一君  
加賀山之雄君

国務大臣

運輸大臣 齋藤 昇君

政府委員

運輸省船員局長 若狭 得治君  
運輸省鉄道監督 高橋 末吉君  
運輸省自 動車局長 木村 陸男君  
運輸省観光局長 梶本 保邦君  
気象庁長官 和達 清夫君

事務局側

常任委員 古谷 善亮君  
会専門員

説明員

日本国有鉄 道施設局長 柴田 元良君  
日本国有鉄道管 業局配車課長 武田 啓介君

本日の会議に付した案件

○道路運送車両法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○運輸事情等に関する調査(日本国有鉄道の運営に関する件)

○委員長(村松久義君) ただいまより委員会を開会いたします。

道路運送車両法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより本案の提案理由の説明を願います。齋藤運輸大臣。

○国務大臣(齋藤昇君) ただいま議題となりました道路運送車両法等の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

最近における自動車数の増大及びこれに伴う自動車事故の激増にかんがみ、政府といたしましては、自動車の安全性を確保し、及び自動車事故による被害者の保護を一そう強化するため、自動車検査制度及び自動車損害賠償保障制度の充実及び合理化の諸方策

につきまして、鋭意検討を進めておりますが、そのうち特に緊急を要するものにつきまして、とりあえず所要の改正を行なうこととした次第であります。

この法律案は、道路運送車両法の一部改正及び自動車損害賠償保障法の一部改正からなっております。

まず、道路運送車両法の一部改正につきましては、第一に、検査標準表示制度の新設であります。

これは、自動車検査証の有効期間の終期を表示する検査標準を自動車に表示させる制度を新設し、その有効期間の終期を一目瞭然とさせることにより、無検査自動車運行を防止しようとするものであります。

なお、この検査標準は、後に述べます自動車損害賠償責任保険と検査、登録等の関連性の強化によりまして、保険への加入の有無をも表示することになりますので、これにより無保険自動車の運行をもあわせて防止しようとするものであります。

改正の第二点は、自動車検査証の有効期間の改正であります。

これは、乗合バス等の営業用旅客自動車につきまして、その整備の向上、車両事故の低下の傾向にかんがみ、現行の原則九カ月、例外として一年となつております有効期間を一年に改正するとともに、家用旅客自動車のうち、家用バス及びドライブクラブ用自動車につきまして、乗車人員、その使用形態等を考慮して、その有効期間

を二年から一年に短縮することとしたのであります。

改正の第三点は、指定自動車整備事業制度の新設であります。

これは、最近における自動車数の増大に伴う自動車検査業務の激増に対処し、自動車検査制度の合理化をはかるとともに、自動車使用者の利便を増進するため、指定自動車整備事業制度を新設し、一部の検査につきまして、指定自動車整備事業者の検査を受けた場合には、書面審査によることとし、民間の検査能力を活用することとしたのであります。

改正の第四点は、原動機番号に関する規定の整理であります。

現在、原動機番号につきましては、打刻等の規定がありますが、自動車の普及とその価格の低下に伴い、そこまで規制する必要がなくなりまして、これらの規定を削除することといたしました。

次に、自動車損害賠償保障法の一部改正につきましては、第一に、保険と検査、登録等の関連性の強化であります。

これは、自動車の検査、登録等の処分を行なう場合に、自動車検査証等の有効期間をカバーする保険期間のある保険証明書の提示がないときは、これらの処分を行なわないものとし、これにより、検査証等の有効期間中は必ず保険に加入している状態を確保しようとするものであります。

改正の第二点は、保険標準等の表示制度の新設であります。

軽自動車につきましては、検査、登録の制度がありませんので、保険期間の終期を表示する保険標準等を表示させる制度を新設し、保険期間の終期等を一目瞭然とさせることにより、無保険自動車の絶滅を期しようとするものであります。

改正の第三点は、契約の解除の制限であります。

現行法では、この保険が強制保険であるにもかかわらず、契約の解除につきまして何らの規制もありませんため、保険契約者が恣意的な契約の解除を行なうことにより無保険自動車運行することもできるので、これに法律上の制限を加えることとしたのであります。

改正の第四点は、罰則の強化であります。

これは、無保険に対する罰則を強化することにより、無保険自動車の運行を防止しようとするものであります。以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願いを申し上げます。

○委員長(村松久義君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。



す。この点につきまして、昨十二日国鉄は、県御当局、県議会の方々、現地海運支局長、高知の港の事務所長等の御協力を得まして船を探しました結果、第五和洋丸という船に目をつけた次第でございます。この船の性能は四百トンの船でございますが、雑貨積載能力は百五、六十トンであろうといわれておりますが、速力は九ノットでございますので、高知、兵庫港間を十六時間半の運行になりますので、二日に一往復ということがまずかつ、ちよつと無理くらいのことになります。が、この第五和洋丸と、目下就航いたしております関西汽船のチャーター船霧島丸を、どのようなダイヤを組むのが合理的であるか、目下鋭意検討をいたしております。この船は実はドックに入っておりますので、本十三日竣工検査をいたしまして試運転をいたす予定になっております。その結果が良好ならば十四日から就航可能となりますので、これをもちまして宗谷の代替船といたしたい、このように考えております。したがって、宗谷丸は今今日兵庫港におきまして積荷をいたしておりまして、これを高知港に入れましておろしましたのを最後にその任務を解除したい、このように考えております。

それから代行輸送力強化の問題でございますが、特に須崎港の量についての御質問に対してお答え申し上げますと、まず第一に、今の代行輸送量の面から見まして、目下鋭意各種資料で研究をいたしておりますが、すでに民間船舶によりまして国鉄の諸扱い貨物が移っておりますが五百トン程度と推定されておりますし、さらにト

ラックによりまして阿波池田等までトラックでお持ち出しになりまして、そこから貨車積みをしてまして宇高航路にかかっておりますものが、昨今平均一日三百二十トン程度は参っております。さらに船舶不適の貨物、大きな木材とか危険品等、あるいは船舶輸送に適しながら荷主のほうでこれを忌避せられる、たとえば高級の紙とか、ミツマタとかいった性質のものもございまして、それらを合わせますと約二百トンないし二百十トンくらいになります。したがって、国鉄といたしまして今日たまたまの場合、どの程度を輸送することが適當であるかという点につきましては、算術計算から参りますと百トン前後というふうなことに参りますが、今まで運び不足もございまして、この挽回も急がなくてはなりませんので、当面この二船をもつて足りるのではないかとこのように思っております。

さらに、須崎港の状況につきまして、今まで知り得る限りのことを御報告申し上げますと、五百トン級の接岸は可能なようでございます。さらに荷役能力は現地の能力の一部をさくことによつてますますやれるのではないかとこのように報告を承っております。ところが須崎港と港との間の小運送におきまして、目下高知港にたいへん高知県のトラックが集まって参っておりますので、その小運送力をさくことができかどうかにつきましては、難色の多い面がございまして、さらには兵庫港は、宗谷丸と檜丸の二は交互に着岸せしめるということもダイヤを組み、これを神戸の港湾管理者にお願いいたしましたして配船をいたしております。

するもので、さらに一船を投入する場合には、その岸壁使用方がどのようになるかという点につきましては、もちろん不都合いさが増すわけでございます。以上のような点でございます。この際、代行輸送の宗谷丸の代替ということと、さらに今後どの程度の貨物が押しかけて参るかということの検討の中で、今後要すれば参り参りたいと、このように考えております。

○坂本昭君 たいだいま須崎港の問題が出ましたが、この須崎港の利用については、きわめて技術的な内容があるもので、われわれとしても細部にわたっては指摘できませんが、ただ、太平洋に面した四国の港の中では、この須崎港は最も優秀な要素を持って参ります。そして駅と棧橋の間のトラク輸送の問題とか、そういう点、きわめて技術的な点はあるんですが、須崎港の利用ということとは、今回に限らず、きわめて私は重要なことだと考えますので、運輸当局におかれまして、この須崎港の重要性、またその実力という点で十分な御配慮を特別お願いして参りたいと思っております。

なことは考えられないという判断でございます。また、私も現地を歩きました判断から見ましても、注意をしてしばらく観測をして様子を見るといふうにいたしたい。このように考えております。それから実際参り参っております跡片づけでございますが、けき現在におきまして、この中腹にかなり大きな、これも亀裂の入っております岩がございまして、逐次取り除いて参りまして、ただいまのところ、約千ないし千五百程度のものを落とせば、大体あとはいいであろう。このようになつております。また下部のほうにたまりました崩土は、その後非常にブルが活躍いたしましたので、けき現在におきまして、約四千ないし五千立米程度を残しておるといふ状況でございます。また当初心配いたしましたコンクリートも、約過半を取り除いております。したがって、今後まあ急激な事態の変化がない限り、交通をもう一度ひとつ詳細に再検討する、このようなことで、ここ数日の様子を見まして、あらためていつ開業できるかということをご慎重に今検討いたしております。このような段階でございます。

○委員長(村松久義君) 本問題に関する質疑はこれで終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。午後二時三十六分散会

モーターボート競走法の一部を改正する法律案  
モーターボート競走法の一部を改正する法律  
モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。  
第一条中「海軍思想の普及宣伝と観光事業」を「海軍思想の普及及び観光に関する事業並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興」に改める。  
第二条第三項中「競走を行なかつたとき」の下に、「又はこれらの市町村について指定の理由がなくなつたと認めるとき」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。  
4 自治大臣は、第一項の規定による指定をし、又は前項の規定による指定の取消しをしようとするときは、運輸大臣に協議しなければならない。  
第三条を次のように改める。  
(競走の実施事務の委託)  
第三条 施行者は、競走の競技に関する事務その他の競走の実施に関する事務(運輸省令で定めるものを除く)を当該都道府県に設立するモーターボート競走会に委託することができる。この場合において、競走に出場する選手並びに競走に使用するボート及びモーターの競走前の検査、競走の審判その他の競走の競技に関する事務であつて運輸省令で定めるものは、一括して委託しなければならない。第四条第一項中「設置しようとする者」を「設置し又は移転しようとする

三月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。  
一、モーターボート競走法の一部を改正する法律案

る者」に改め、同条に次の二項を加える。

7 競走場設置者について相統若しくは合併があり、又は競走場の譲渡があつたときは、相統人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は競走場を譲り受けた者は、当該競走場設置者の地位を承継する。

8 前項の規定により競走場設置者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。

第五五条中「設置された」を「設置され又は移転された」に改める。

第六六条第一項中「並びに審判員」を「審判員並びに競走に使用するポード及びモーターの検査員(以下単に「検査員」という。）」に改め、同条第二項中「及び審判員」を「審判員及び検査員」に改め、同条に次の一項を加える。

3 全国モーターポード競走会連合会は、競走の公正かつ安全な実施を確保するため必要があると認めるときは、運輸省令の定めるところにより、第一項の規定による登録を削除することができる。

第六六条の二第二項中「範囲をこえて」を「範囲をこえ、又は運輸省令で定める日取りに反して」に改め、同条第二項中「日取」を「日取り」に改める。

第七七条中「入場者から」を「入場者(第九九条各号に掲げる者その他の者であつて運輸省令で定めるものを除く。）」から運輸省令で定める額以上の」に改める。  
第八八条第一項中「一口金」を「券面

金額」に改め、同条第二項中「十枚分又は百枚分」を「十枚分以上」に改める。

第九九条の二の次に次の一条を加える。

(勝舟投票法)

第九九条の三 勝舟投票法は、単勝式、複勝式、連勝式及び連勝複式の四種とし、各勝舟投票法における勝舟の決定の方法並びに勝舟投票法の種類の組合せ及び限定その他その実施の方法については、運輸省令で定める。

第十十條第一項中「施行者は」の下に「勝舟投票法の種類ごとに」を加える。

第十二條第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 単勝式又は複勝式勝舟投票法において、発売した勝舟投票券に表示されたモーターポードが出走しなかつたときは、そのモーターポードに対する投票は、無効とする。

3 連勝式又は連勝複式勝舟投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。  
一 異なる連勝式番号をつけられたモーターポードを一組とした場合にあつては、発売した勝舟投票券に表示されたモーターポードのうち連勝式番号を同じくするモーターポードのすべてが出走しなかつたこと。  
二 同一の連勝式番号をつけられたモーターポードを一組とした

場合にあつては、発売した勝舟投票券に表示されたモーターポードのすべてが出走せず、又はそのうちいずれか一隻のみが出走したこと。

第十九条を次のように改める。

(日本船舶振興会への交付金)

第十九条 施行者は、左の各号に掲げる金額を日本船舶振興会に交付しなければならない。

一 一回の開催による勝舟投票券の売上金の額が別表第一の上欄に掲げる金額に相当するとき  
二 一回の開催による勝舟投票券の売上金の額が別表第二の上欄に掲げる金額に相当するとき  
三 同表の下欄に掲げる金額に相当する金額

第二十條中「競走の実施を委任したとき」を「競走の実施に関する事務を委託したとき」に改める。

第三十條中第二十條の次に次の一条を加える。  
(収益の使途)  
第二十條の二 施行者は、その行なう競走の収益をもつて、社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、体育の振興その他住民の福祉の増進を図るための施策を行なうのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。

第二十二條の見出しを「(全国モーターポード競走会連合会)」に改め、同条第一項中「(以下本章中「連合会」という。）」を削り、同条第二項を次のように改める。  
2 全国モーターポード競走会連合

会は、競走の公正かつ円滑な実施を図ることを目的とし、その目的を達成するため左の業務を行なう。

一 選手、競走に使用するポード及びモーター、審判員並びに検査員の登録を行なうこと。  
二 選手の出場にあつせんを行なうこと。  
三 選手、審判員及び検査員の養成及び訓練を行なうこと。  
四 その他競走の公正かつ円滑な実施を図るため必要な業務

第二十二條第三項中「連合会」を「全国モーターポード競走会連合会」に改め、同条に次の一項を加える。  
4 前条第三項から第五項までの規定は、全国モーターポード競走会連合会について準用する。

第二十二條の二から第二十二條の七までを削り、第二十二條の八を第二十二條の十一とし、第四章の次に次の一章を加える。  
第四章の二 日本船舶振興会  
(目的等)  
第二十二條の二 日本船舶振興会(以下本章中「振興会」という。))は、モーターポードその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業並びに海難防止に關する事業の振興を目的とし、あわせて海事思想の普及及び観光に關する事業並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資することを目的とし、国内に一個を限り設立するものとする。

2 振興会は、民法第三十四條の規定により設立される財団法人とする。

(監事)  
第二十三條の三 振興会には、監事を置かなければならない。  
(役員解任)  
第二十二條の四 運輸大臣は、振興会の役員が左の各号の一に該当するときは、その他振興会の役員たるに適しないと認めるときは、振興会に対し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。  
二 職務上の義務違反があるととき。  
(業務)  
第二十二條の五 振興会は、第二十二條の二第一項に規定する目的を達成するため、左の業務を行なう。

一 モーターポードその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に關する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付けを行なうこと。  
二 モーターポードその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に關する事業並びに海難防止に關する事業並びにこれらに関する事業の振興を目的とする事業を補助すること。

三 前二号に掲げるものの外、モーターポードその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に關する事業並びに海難防止に關する事業の振興を図るため必要な業務  
四 海事思想の普及及び観光に關する事業並びに体育事業その他

の公益の増進を目的とする事業並びにこれらの事業の振興を目的とする事業を補助すること。

五 前号に掲げるものの外、海事思想の普及及び観光に関する事業並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興を図るため必要な業務

六 第十九条の規定による交付金の受入れを行なうこと。

2 振興会は、前項第三号又は第五号に掲げる業務を行なおうとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(業務の方法)  
第二十二條の六 振興会は、業務開始の際、業務の方法を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務の方法には、左の事項を定めておかなければならない。

一 資金の貸付けの利率、償還期限及び償還の方法  
二 補助の対象とする事業の選定の基準及び補助の方法  
三 前二号に掲げるものの外、運輸省令で定める事項  
(交付金及び区分経理)  
第二十二條の七 振興会は、第十九條の規定による交付金については、左の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる業務に必要な経費に充てるものとする。

一 第十九条第一号の規定による交付金 次号に掲げる業務以外の業務  
二 第十九条第二号の規定による

交付金 第二十二條の五第一項第四号及び第五号に掲げる業務  
2 振興会は、運輸省令の定めるところにより、前項第一号に掲げる業務に関する経理と同項第二号に掲げる業務に関する経理とを区分して整理しなければならない。

(準用規定)  
第二十二條の八 第二十一條第三項から第五項までの規定は、振興会について準用する。

(監督)  
第二十二條の九 振興会は、運輸大臣が監督する。

2 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(残余財産の処分)  
第二十二條の十 振興会が解散した場合は、残余財産の処分については、別に法律で定める。

第二十三條の二の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条中「当該競走場の設置」の下に「又は移転」を加える。

第二十五條中「全国モーターボート競走会連合会」の下に「日本船舶振興会」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(選手の福利厚生に関する措置)  
第二十五條の二 運輸大臣は、選手の福利厚生の増進を図り、競走の公正及び安全の確保に資するため、施行者又は全国モーターボート競走会連合会に対し、選手の相互救済を目的とする事業に対する助成その他の措置に關し必要な助

言又は勧告をすることが出来る。  
第二十六條中「並びに審判員」を「審判員並びに検査員」に改める。  
第五章中第二十六條の次に次の一条を加える。

(職権の委任)  
第二十六條の二 この法律の規定により運輸大臣の権限に属する事項は、運輸省令の定めるところにより、海運局長に行なわせることができる。

第二十七條第一号中「第二條第四項」を「第二條第五項」に改める。  
第三十一條を次のように改める。

第三十一條 削除  
第三十四條中「若しくは全国モーターボート競走会連合会」を「全国モーターボート競走会連合会若しくは日本船舶振興会」に改める。  
第四十條中「又は全国モーター

ボート競走会連合会」を「全国モーターボート競走会連合会又は日本船舶振興会」に改め、同条第一号中「第二十二條の七」を「第二十二條第四項及び第二十二條の八」に、「又は第二十二條の五第三項」を「第二十二條の五第二項又は第二十二條の六第一項」に改め、同条第二号中「第二十二條の七」を「第二十二條第四項及び第二十二條の八」に改め、同条第三号中「第二十二條の五第二項」を「第二十二條の七第二項」に改め、同条に次の一号を加える。

四 第二十二條の九第二項の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

別表中「全国モーターボート競走会連合会」を「日本船舶振興会」に改め、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二

売上金の額	日本船舶振興会に交付すべき金額
六千万円以上	当該売上金の額と六千万円との差額の千分の六
八千万円以上	十二万円に、当該売上金の額と八千万円との差額の千分の八を加算した金額
一億円以上	二十八万円に、当該売上金の額と一億円との差額の千分の十を加算した金額
二億円以上	百二十八万円に、当該売上金の額と二億円との差額の千分の十二を加算した金額
三億円以上	二百四十八万円に、当該売上金の額と三億円との差額の千分の十七を加算した金額

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない箇内に

おいて政令で定める日から施行する。ただし、附則第二条から第六条まで及び第十三条の規定は、公布の日から施行する。

(振興会の設立)  
第二条 運輸大臣は、設立委員を命じて、日本船舶振興会(以下「振興会」という。)の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、振興会の寄附行為を作成しなければならない。  
3 設立委員は、運輸大臣の認可を受けて、振興会の理事又は監事となるべき者を指名しなければならない。

4 前項の規定により指名された理事又は監事となるべき者は、振興会の成立の時に於いて、改正後の第二十二條の八において準用する第二十一條第三項の規定による認可を受けて理事又は監事に選任されたものとする。

第三条 全国モーターボート競走会連合会は、改正前の第十九條の規定による交付金のうち運輸大臣の定める金額を、振興会の設立のために寄附しなければならない。

2 全国モーターボート競走会連合会は、設立委員の請求により、前項の規定による寄附金を前条第三項の規定により指名された理事となるべき者に交付しなければならない。その寄附金は、振興会の成立の時に於いて振興会に帰属する。

第四条 設立委員は、前条第二項の規定による寄附金の交付があつたときは、遅滞なく、運輸大臣に対して民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の許可を申請しなければならない。

(承継)  
第五条 振興会の成立の際現に全国

モーターボート競走会連合会に属する改正前の第二十二條の四第三号から第六号までに掲げる業務に係る一切の権利及び義務は、その成立の時に於いて振興会が承継する。

2 振興会は、運輸大臣の定めるところにより、前項の規定により振興会が承継することとなつた権利及び義務の範囲を公示しなければならぬ。

第六條 昭和三十四年八月二十四日に設立された財団法人日本船舶工業振興会は、その寄附行為で定めるところにより、設立委員に対して、その一切の権利及び義務を振興会において承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、前項の規定による申出があつた時は、遅滞なく、運輸大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、財団法人日本船舶工業振興会の一切の権利及び義務は、振興会の成立の時に於いて振興会に承継されるものとし、財団法人日本船舶工業振興会は、その時に於いて解散するものとする。この場合において、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 前項の規定により財団法人日本船舶工業振興会が解散したときは、登記官等は、運輸大臣の嘱託によりその解散の登記をし、当該登記用紙を閉鎖しなければならない。

(寄附金及び承継財産)  
第七條 附則第三條第一項の規定に

よる寄附金及び附則第五條又は前條第三項の規定により振興会が承継した財産は、改正後の第二十二條の七第一項の規定の準用については、改正後の第十九條第一号に掲げる交付金とみなす。附則第十二條の規定の適用についても、同様とする。

第八條 この法律（附則第一條ただし書に規定する部分を除く。以下同じ。）の施行の際現に改正後の第六條第一項に規定する検査員である者は、この法律の施行後六月間は、同項の規定による登録を受けたものとみなす。

第九條 一回の開催がこの法律の施行の日の前後にまたがっている競走の実施並びに当該競走に係る交付金の交付及び受入れについては、なお従前の例による。

第十條 振興会の最初の事業年度の事業計画及び収支予算については、改正後の第二十二條の八において準用する第二十一條第四項中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「振興会の成立後遅滞なく」とする。

第十一條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二條 振興会は、当分の間、運輸大臣の認可を受けて、改正後の第十九條の規定による交付金の運用に関する業務の一部を商工組合中央金庫に委託することができる。

2 振興会が前項の規定により運輸

大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その行為をした役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

3 商工組合中央金庫は、当分の間、商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十條の規定にかかわらず、振興会の委託を受けて、改正後の第十九條の規定による交付金の運用に関する業務を行なうことができる。

（モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部改正）  
第十三條 モーターボート競走法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項を削り、附則第十二項を附則第十一項とする。

三月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、鹿児島県有明湾沿岸に港湾設置の請願（第一七六四号）  
一、国鉄国分、海潟阿駅間鉄道敷設工事促進に関する請願（第一七六五号）  
一、戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律による乗車券の家族共用に関する請願（第一八九一号）

第一七六四号 昭和三十七年二月二十三日受理  
鹿児島県有明湾沿岸に港湾設置の請願  
請願者 鹿児島県鹿屋市長 永田良吉

紹介議員 田中 茂穂君  
鹿児島県大隅半島地区が、今後先進地域との経済格差を解消するためには、鉱工業の画期的進歩を図る以外にないと思はれるが、幸いにも同地区は、森林資源を利用する木材工業地帯として最適地であるばかりでなく、わが国における屈指の砂鉄産地であり、又南方諸国に最も近く東南アジア貿易並びに中共貿易の将来の発展を考慮するとき、石油化学工業並びに製鉄工業等重工業地帯としても有望である。ただ当地区の工業立地条件の欠陥は、一万吨級以上のけい船のできる港湾施設のないことであるから、大隅半島東部の有明湾沿岸すなわち東串良町柏原地区から大崎町菱田川にいたる約十三キロメートルにわたる海岸の適当な位置に港湾を設置せられたいとの請願。

第一七六五号 昭和三十七年二月二十三日受理  
国鉄国分、海潟阿駅間鉄道敷設工事促進に関する請願  
請願者 鹿児島県鹿屋市長 永田良吉

紹介議員 田中 茂穂君  
国分海潟間鉄道は日豊線国分駅から、鹿児島湾岸に沿つて南下し垂水海潟において古江新線と連絡し、志布志線とともに大隅穀倉地帯を循環する産業動脈を形成するものであつて、本線の敷設は当地区開発上きわめて緊要とするところである。また本線は大正の時代から国分川北線として、鉄道省の新線計画予定線になつていたものの一部份であつて、過去数十年の沿革を有するものであるから、日豊線国分駅と古江

新線海潟駅を接続する鉄道敷設工事を三十七年度から本格的に着工せられたいとの請願。

第一八九一号 昭和三十七年二月二十八日受理  
戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律による乗車券の家族共用に関する請願  
請願者 高知市帯屋町九五民生館内日本傷痍軍人妻の会高知県会内 若枝文子外一名

紹介議員 塩見 俊二君  
昭和三十年に制定された「戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律」は、終戦前にあつた制度に一部制限を付し、戦傷病者のみを対象にして復活したものであるため、戦後長年を経た今日においても、国立病院や療養所、または、自宅が苦しいでいる者、さらには、重度傷病により歩行もできず自宅から一歩も外出できないという数多くの戦傷病者の妻や家族は、わずかな生計費をさいて病院や療養所へ見舞いに行くこともできないという実情にあるから、本法律による乗車券を戦傷病者と、その家族も共用できるよう、改正せられたいとの請願。

三月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、道路運送車両法等の一部を改正する法律案  
道路運送車両法等の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律

(道路運送車両法の一部改正)

第一条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「原動機番号(原動機の型式についての表示を含む。以下同じ。)」を「原動機の型式」に改め、同条第二項及び第三項並びに第三十条から第三十二条までの規定中「原動機番号」を「原動機の型式」に改める。

第六十条中「、原動機に原動機番号を有するものであり」を削る。

第六十一条第一項中「自動車にあつては九箇月」を「自動車」に、「自動車にあつては一年」を「自動車及び運輸省令で定める家用自動車にあつては一年」に改め、同条第三項を削り、第四項を第三項とする。

第六十二条第一項及び第六十三条第三項中「、原動機に原動機番号を有するものであり」を削る。

第六十四条第三項を削る。

第六十五条第二項及び第六十五条の二第二項中「及び原動機に原動機番号を有するかどうか」を削る。

第六十六条の見出しを「自動車検査証の備付け等」に改め、同条中「自動車検査証を備え付けなければ」を「自動車検査証を備え付け、かつ、運輸省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ」に改め、同条に次の四項を加える。

2 陸運局長は、次の場合には、

使用者に検査標章を交付しなればならない。

一 第六十条又は第七十一条第一項の規定により自動車検査証を交付するとき。

二 第六十二条第一項又は第六十三条第三項(第六十四条第二項及び次条第三項において準用する場合を含む。)の規定により自動車検査証に有効期間を更新した旨の記入をするとき。

3 検査標章には、運輸省令で定めるところにより、その交付の際の当該自動車検査証の有効期間の満了する時期を表示するものとする。

4 検査標章の有効期間は、その交付の際の当該自動車の自動車検査証の有効期間と同一とする。

5 有効期間を経過した検査標章は、自動車に表示してはならない。

第六十七條第二項第三号中「自動車運送事業の用に供するかどうかの別」の下に「又は用途」を加える。

第七十条中「自動車検査証」の下に「又は検査標章」を加え、「困難となつたときは」を「困難となつた場合その他運輸省令で定める場合」に改める。

第七十六条中「自動車検査証」の下に「検査標章」を加える。

第八十六条第二項中「第八十八条に規定する命令により解任され」を「第八十八条又は第九十四条の四第三項の規定による命令によ

り検査主任者又は自動車検査員の職を解任され」に改める。

第九十条に次のただし書を加える。

ただし、当該分解整備について、第九十四条の五第一項の規定により保安基準適合証を交付すべき場合は、この限りでない。

第九十一条第一項第一号を次のように改める。

一 車名及び型式、車台番号、原動機の型式並びに登録自動車にあつては自動車登録番号、第六十条後段の車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号

第九十四条の次に次の九条を加える。

(指定自動車整備事業の指定等)

第九十四条の二 陸運局長は、申請により、自動車分解整備事業者(当該事業場について運輸省令で定める種類の優良自動車整備事業者の認定を受けた者に限る。)であつて、運輸省令で定める基準に適合する自動車の検査の設備を有し、かつ、確実に第九十四条の四第一項の自動車検査員を選任すると認めるものについて、事業場ごとに、指定自動車整備事業の指定をすることができ

第九十八條第二項から第四項まで及び第八十条第一項(同項第三号ロからニまでに係る部分に限る。)の規定は、前項の指定について準用する。この場合において、同号ロ中「第九十三条

の規定による自動車分解整備事業の認定」とあるのは第九十四条の八第一項の規定による指定」と読み替へるものとする。

(検査設備の維持等)

第九十四条の三 前条第一項の指定を受けた者(以下「指定自動車整備事業者」という。)は、自動車の検査の設備を前条第一項の運輸省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

2 陸運局長は、自動車の検査の設備が前条第一項の運輸省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該指定自動車整備事業者に対し、その是正のために必要な修理、改造その他の措置をとるべきことを命ずることができ

(自動車検査員)

第九十四条の四 指定自動車整備事業者は、事業場ごとに、自動車の検査について運輸省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者のうちから、自動車検査員を選任しなければならない。

2 第八十五条第二項及び第八十七条の規定は、自動車検査員について準用する。

3 陸運局長は、自動車検査員がその業務について不正の行為をしたとき、又はその他この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、指定自動車整備事業者に対し、自動車検査員の解任を命ずることができ

4 前項又は第八十八条の規定による命令により自動車検査員又は検査主任者の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、自動車検査員となること

第九十四条の五 指定自動車整備事業者は、運輸省令で定める基準により自動車を整備した場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証を依頼者に交付しなければならない。

2 前項の場合においては、自動車検査員は、運輸省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。

3 保安基準適合証には、運輸省令で定めるところにより、有効期間を附さなければならない。

4 保安基準適合証の提出があつた場合には、第六十二条、第六十四条、第六十五条(第六十二条又は第六十四条の規定による検査に係る部分に限る。)及び第六十五条の二の規定の適用については、当該自動車は、陸運局長に対する呈示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。

(指定整備記録簿)

第九十四条の六 指定自動車整備事業者は、指定整備記録簿を備え、保安基準適合証を交付した

自動車について、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

- 一 車名及び型式、車台番号、原動機の型式並びに登録自動車にあつては自動車登録番号、第六十条後段の車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号
- 二 整備及び検査の概要
- 三 検査の年月日
- 四 自動車検査員の氏名
- 五 運輸省令で定める保安基準適合証に関する事項
- 六 依頼者の氏名又は名称及び住所

2 指定整備記録簿は、その記載の日から二年間保存しなければならない。

(罰則の適用)

第九十四条の七 自動車検査員その他第九十四条の五第一項の証明その他の保安基準適合証の交付の業務に従事する指定自動車整備事業者並びにその役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(保安基準適合証の交付の停止等)

第九十四条の八 陸運局長は、指定自動車整備事業者が次の各号の一に該当するときは、六月以内において期間を定めて保安基準適合証の交付の停止を命じ、又は指定を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律

に基づく命令又はこれらに基づく処分を違反したとき。

- 二 第九十三条第二号又は第三号に該当するとき。
- 三 第九十四条の二第二項において準用する第七十八条第二項又は第三項の規定による業務の範囲の限定又は指定に附した条件に違反したとき。
- 四 第九十四条の二第二項において準用する第八十条第一項第三号ハ又はニに掲げる者となつたとき。

2 指定自動車整備事業者が自動車分解整備事業者若しくは優良自動車整備事業者でなくなつたとき、又は次条において準用する第八十一条第二項の規定による事業の廃止の届出があつたときは、その指定は、効力を失う。

(准用規定)

第九十四条の九 第八十一条第一項(同項第三号に係る部分に限る。)及び第二項(同項第五号に係る部分に限る。)並びに第八十九条の規定は、指定自動車整備事業者について準用する。

(省令への委任)

第九十四条の十 第九十四条の五第一項の証明の方式、保安基準適合証の様式その他保安基準適合証に関する実施細目並びに自動車の安全性の確保に関し指定自動車整備事業者及び自動車検査員の遵守すべき事項は、運輸省令で定める。

第九十八条中「又は臨時運行許可番号標」を、「臨時運行許可

番号標若しくは検査標章」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 何人も、行使の目的をもつて、自動車登録番号標、自動車の登録の検認票、臨時運行許可番号標若しくは検査標章に紛らわしい外観を有する物を製造し、又はこれらの物を使用してはならない。

3 自動車登録番号標、自動車の登録の検認票、臨時運行許可番号標又は検査標章は、当該自動車以外の自動車に使用してはならない。

第九十条第一項に次の一号を加える。

- 七 指定自動車整備事業者
- 第九十一条を次のように改める。
- 第九十一条 削除
- 第九十三条第一項中「又は第九十四条第四項」を、「第九十四条第四項、第九十四条の四第三項又は第九十四条の八第一項」に改める。
- 第九十六条中「第九十八条」を「第九十八条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。
- 第九十六条の二 第九十八条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。
- 第九十七条第二号中「又は第三十一条」を、「第三十一条又は第九十四条の五第二項」に改め、同条に次の三号を加える。
- 三 第九十四条の二第二項において準用する第七十八条第二項の規定による業務の範囲の限定に違反した者
- 四 第九十四条の五第一項の規

定による自動車検査員の証明がないのに保安基準適合証を交付した者

- 五 第九十四条の八第一項の規定による保安基準適合証の交付の停止の処分を違反した者
- 第九十九条第一号中「第六十六条又は第七十三条第一項(第九十七条の三第二項において準用する場合を含む。)」を、「第七十三条第一項(第九十七条の三第二項において準用する場合を含む。又は第九十八条第三項)に改め、同条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第六十六条の規定に違反して、自動車検査証を備え付けず、又は検査標章を表示しないで自動車を運行の用に供した者

第九十九条に次の一号を加える。

九 第九十四条の三第二項の規定による命令に違反した者

第一百零一条第一号中「第六十四条第一項」の下に、「第六十六条第五項」を、「第八十九条第二項」の下に「(第九十四条の九において準用する場合を含む。)」を、「第九十四条第三項の下に」、第九十四条の四第一項、第九十四条の六」を加える。

第一百零三条第三号中「第六十四条第三項」を削り、「第八十一条」の下に「(第九十四条の九において準用する場合を含む。)」を、「第八十七条」の下に「(第九十四条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

を」を加える。

第一百零四条第四号中「又は第九十一条第一項」を、「第九十一条第一項又は第九十四条の六第一項」に改める。

第一百零六条第六号中「又は第八十八条」を、「第八十八条又は第九十四条の四第三項」に改める。

第一百零九条中「第八十九条第一項」の下に「(第九十四条の九において準用する場合を含む。)」を加える。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第二条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十条の二」に、「第八十七条」を「第八十六条の二」に改める。

第九十一条第一項中「第十二条から第十四条まで、第十七条」を削り、「第六十二条から第六十四条まで、第六十七条、第六十八条、第七十条、第七十一条」を「第六十二条、第六十三条第三項(第六十四条第二項及び第六十七条第三項)において準用する場合を含む。」、第六十七条第一項(使用者の変更に係る部分に限る。)、第七十一条第一項」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

軽自動車以外の自動車について、その提示があつた自動車損害賠償責任保険証明書に記載された保険期間が、その日から当該自動車検査証の有効期間(有効期間を更新すべき処分の場合



にあつては、更新後の有効期間)又は臨時運行の許可の有効期間が満了する日までの期間の全部と重複するものでない場合においても、同様とする。

第九條の次に次の二條を加える。

(保險標章)  
第九條の二 保險会社は、輕自動車について第七條第一項の規定により自動車損害賠償責任保險證明書を交付したときは、当該保險契約者に対して、保險標章を交付しなければならぬ。

2 保險標章には、運輸省令で定めるところにより、保險期間の満了する時期を表示するものとする。

3 保險標章の有効期間は、保險期間と同一とする。

4 保險契約者は、保險標章が滅失し、損傷し、又はその識別が困難となつた場合その他運輸省令で定める場合には、保險会社に対して、その再交付を求めることができる。

5 保險標章の様式その他保險標章に関する細目は、運輸省令で定める。

第九條の三 輕自動車は、運輸省令で定めるところにより、保險標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

2 保險標章は、当該輕自動車以外の輕自動車に表示してはならない。

3 有効期間を経過した保險標章

は、輕自動車に表示してはならない。

第三章第一節第十條の次に次の一條を加える。

(保險除外標章)

第十條の二 運輸大臣は、運輸省令で定めるところにより、前條の規定の適用を受ける輕自動車(政令で定める者が運行の用に供するもの及び道路以外の場所のみにおいて運行の用に供するものを除く)について、保有者に対して保險除外標章を交付しなければならぬ。

2 保險除外標章の有効期間は、運輸省令で定める。

3 第一項に規定する輕自動車は、運輸省令で定めるところにより、保險除外標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

4 第九條の二第四項及び第五項並びに第九條の三第二項及び第三項の規定は、保險除外標章について準用する。

(責任保險の契約の解除等)  
第二十條の二 責任保險の契約の当事者は、当該自動車が第十條に規定する自動車又は第五十五條の許可に係る自動車となつた場合、商法第六百四十四條の規定による場合その他運輸省令で定める場合に限り、責任保險の契約を解除することができる。

その解除(商法第六百四十四條の規定による解除を除く)は、

将来に向かつてのみその効力を生ずる。

2 責任保險の契約の当事者は、その契約を合意により解除し、又はその契約に解除条件を附することができない。

第六十五條の次に次の一條を加える。

(自家保障標章)

第六十五條の二 運輸大臣は、運輸省令で定めるところにより、第五十五條の許可に係る輕自動車について、自家保障者に対して自家保障標章を交付しなければならぬ。

2 前項に規定する輕自動車に係る第九條の三第一項の規定の適用については、自家保障標章を保險標章とみなす。

3 第九條の二第四項及び第五項、第九條の三第二項及び第三項並びに第十條の二第二項の規定は、自家保障標章について準用する。

第八十四條中「第四章、前章及び次条」を「第四章、前章、前章及び第八十五條」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(禁止行為等)

第八十四條の二 何人も、行使の目的をもつて保險標章、保險除外標章若しくは自家保障標章を偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造に係るこれらの物件を使用してはならない。

2 何人も、行使の目的をもつて保險標章、保險除外標章若しくは自家保障標章に紛らわしい外観を有する物件を製造し、又は

これらの物件を使用してはならない。

3 何人も、この法律の規定による場合その他正当な理由がある場合を除き、保險標章を他人に交付してはならない。

4 保險標章の適正な交付の確保に關し保險会社の遵守すべき事項は、運輸省令で定める。

第七條中第八十七條の前に次の二條を加える。

第八十六條の二 第八十四條の二第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは十萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十六條の三 第八十四條の二第二項又は第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に処する。

第八十七條を次のように改める。

第八十七條 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に処する。  
一 第五條の規定に違反した者  
二 偽りその他不正の手段により、自動車損害賠償責任保險證明書若しくは自動車損害賠償自家保障證明書又は保險標章、保險除外標章若しくは自家保障標章の交付又は再交付を受けた者

第八十八條中「第八條」の下に「又は第九條の三第一項若しくは第二項(第十條の二第四項及び第六十五條の二第三項)において準用する場合を含む。」を加える。

第八十九條第一号中「第六十六

條第二項」を「第九條の三第三項(第六十五條の二第三項)において準用する場合を含む。」第六十六條第二項」に改め、同條中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第八十四條の二第四項の規定に基づく運輸省令の規定に違反した者

附則  
(施行期日)  
第一條 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。ただし、第一條の規定中道路運送車両法第七十六條、第九十八條及び第六六條の改正規定、同法に第六六條の二を加える改正規定並びに同法第九十九條第一号の改正規定、第二條の規定中自動車損害賠償保障法に第二十條の二を加える改正規定並びに附則第三條の規定は、昭和三十七年八月一日から施行する。

(道路運送車両法の改正に伴う経過措置)  
第二條 この法律(前条ただし書に規定する部分を除く。以下同じ)の施行の際現に有効な自動車検査証及び自動車予備検査証の有効期間は、改正後の道路運送車両法第六十一條第一項(同法第七十一條第五項)において準用する場合を含む。の規定にかかわらず、現にこれらに記載されている有効期間によるものとする。

2 この法律の施行の際現に有効な自動車検査証の交付を受けている自動車(次条第一項の規定によりこの法律の施行の日前に検査標章の交付を受けた自動車を除く。)

は、改正後の道路運送車両法第六十六條第一項の規定にかかわらず、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる日までは、検査標章を表示しなくても運行の用に供することができる。

一 昭和三十七年十二月三十一日以前に当該自動車検査証に記載されている有効期間が満了する自動車にあつては、その満了の日

二 昭和三十七年十二月三十一日以前に検査標章の交付を受ける自動車にあつては、この法律の施行後最初に交付を受ける日

三 その他の自動車にあつては、昭和三十七年十二月三十一日

3 この法律の施行前にした改正前の道路運送車両法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三條 陸運局長（道路運送車両法第五條第二項の規定に基づく政令の規定により同法第五章に規定する陸運局長の権限に属する事項の委任を受けた都道府県知事を含む）は、運輸省令で定めるところにより、次の各号に掲げる自動車の使用者に対して検査標章を交付しなければならない。

一 この条の規定の施行の日から昭和三十七年九月三十日までの間において自動車検査証の交付又はその有効期間の更新を受ける自動車

二 この条の規定の施行の際現に有効な自動車検査証の交付を受けている自動車（前條第二項第

一 号に規定する自動車及びすでに検査標章の交付を受けた自動車を除く。）

2 前項の検査標章及びその交付については、改正後の道路運送車両法第六十六條第三項及び第四項並びに改正後の自動車損害賠償保障法第九條第二項の規定の例によるものとする。

（自動車損害賠償保障法の改正に伴う経過措置）

第四條 この法律の施行の際現に責任保険の契約が締結されている軽自動車については、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる日までは、改正後の自動車損害賠償保障法第九條の三第一項の規定を適用しない。

一 昭和三十八年三月三十一日以前に当該保険期間が満了する軽自動車にあつては、その満了の日

二 昭和三十八年三月三十一日以前に次項の規定により保険標章の交付を受ける軽自動車にあつては、その交付の日

三 その他の軽自動車にあつては、昭和三十八年三月三十一日

2 保険会社は、運輸省令で定めるところにより、この法律の施行の際現に責任保険の契約が締結されている軽自動車（前項第一号に規定する軽自動車を除く。）の保険契約者に対して保険標章を交付しなければならない。

3 この法律の施行の際現に自動車損害賠償保障法第十條の規定の適用を受ける軽自動車（改正後の同

法第十條の二第一項に規定する軽自動車に限る。）については、昭和三十八年三月三十一日までは、同條第三項の規定を適用しない。

4 この法律の施行の際現に自動車損害賠償保障法第五十五條の許可に係る自動車である軽自動車については、昭和三十八年三月三十一日までは、改正後の同法第九條の三第一項の規定を適用しない。ただし、当該軽自動車が同法第五十五條の許可に係る自動車でなくなつた場合は、この限りでない。